

ア 7-9-2-1

● 河内国第三大区一小区四番組について

明治前期の地方行政区画は、めまぐるしく変遷を遂げる。河内国第三大区一小区四番組は、明治 7 年（1874）1 月から 9 年 4 月までの約 2 年間、堺県で行われた大小区制の区画であり、茨田郡門真一番上村（かどまいちばんかみむら）・同郡門真一番下村（…しもむら）・同郡門真二番村からなる。

門真を冠した村は、1640 年代作成の正保郷帳の写とされる「河内国一国村高控帳」（『枚方市史資料』8）に、門真壱番村から門真四番村の名前が見えることから、江戸時代初期には 4 村であり、中期には門真一番村が上・下村に分かれて 5 村になったという。大小区制下、他の門真三番村・門真四番村は、河内国第三大区一小区五番組に属していた。

慶応 4 年（1868）6 月、和泉国の旧幕府領・旗本領を管轄するために置かれた堺県は、翌明治 2 年 8 月、もと大阪府南司農局の管轄地域に設置されていた河内県を併合し、同 4 年 7 月 14 日の廃藩置県、同 11 月の第 1 次府県統合を経て、河内・和泉両国全域をその管下に収めた。

明治 5 年 2 月、郡町村に基づく旧来の行政区画を刷新するため、堺県内に初めて区画制度が導入された。すなわち、郡村部では約 1 万石を目安に、河内国は 1～29 区、和泉国は 1～25 区（うち堺市街 4 区）の計 54 区に分画。各区には戸長・副戸長が置かれ、次いで区長・副区長に名称を替えた。区中の町村においては従来の庄屋・年寄などに替わり、戸長・副戸長が置かれた。

ついで同 7 年 1 月 22 日、道路や山川など地勢による境界を考慮して、区画制度の改定が行われた。両国をそれぞれ一～三大区に区割し、大区の下に河内国は計 15 小区、和泉国は計 14 小区を設け、大小区制を実施した。また、小区中の数村を合せ、約 1500 石を目途に組合村を定め、番号で表示した。河内国で計 148 組、和泉国で計 100 組を数えた。表題の「河内国第三大区一小区四番組」は、この時期のものである。

大小区制の成立とともに、大区中に正副のうち大区長 1 名、小区中に正副小区長各 1 名が置かれ、翌 8 年 3 月 23 日には大区長・小区長がそれぞれ区長・副区長に改称となった。また、各組合町（堺市街）・組合村に戸長 1 名、各町村に副戸長 1 名が置かれた。これら正副区長・戸長は選挙で選ばれた。

明治 9 年 4 月 18 日、第 2 次府県統合により奈良県が廃止され、大和国全域が堺県の管轄となる。区画制度のさらなる改定が行われたが、河内国は大区小区が従来のまま据え置かれ、12 月 28 日に管内を通じて番組が廃止された。

こののち、明治 13 年 4 月 15 日、郡区町村編成法に基づく郡区町村制の施行により、大小区制を廃して各郡区内の町村を聯合し、各聯合に戸長役場を設置する。翌 14 年 2 月 7 日には堺県が廃止され、その管地である河内・和泉・大和の 3 国は大阪府の管轄となった（明治 20 年 11 月 4 日奈良県再置、大和国が大阪府の管地から外れる）。明治 17 年 7 月 1 日、戸長役場管理区域の設定を経て、明治 22 年 4 月 1 日、市制町村制の施行に至る。

● 河内国第三大区一小区四番組文書について

この箱には、「御布令写」〔資料番号 1～9、以下番号のみを示す〕が 9 点入っている。明治 7 年から同 9 年にかけてのもので、太政官布告や堺県独自の法令などが含まれている。これらの「御布令写」か

ら、明治7年9月時点での河内国第三大区一小区四番組戸長は、中塚勝次郎であることが判明している。ただ、本文書は、中塚家の家蔵文書とするよりも、後の戸長役場文書や区有文書として残されたと考えるほうが自然であろう。

しかしながら、関西大学図書館には、今回整理を行なった本文書のほかに、河内国茨田郡門真二番村文書が18箱ある。河内国第三大区一小区四番組には門真二番村が含まれているため、本文書と門真二番村文書との関連も考えられ、その門真二番村文書のうちから布令写だけを抜き取ってまとめた可能性も排除できない。

この「御布令写」の全てには、摂津国島下郡内瀬村西田家文書や同国同郡太田村寺川家文書と同様に後補の表紙が糊付けされており、各表紙の右下に「近世史料」ラベルが貼られていて、一連番号が付けられている。また、各文書にはその番号と対応する付箋が挟まれているので、今回の整理にあたっては、新たに付箋を加えず、既存の番号を利用し、無番の挟み込み文書についてのみ枝番号を付与した。

なお、本文書においても、後補の表紙は史料保存に悪影響を与えている。

〔5～9〕の文書には、それぞれ表紙に朱筆で「第弐号」から「第六号」と書かれており、これらは一連の文書であったと考えられる。また、第一号があったと思われるが、〔1～4〕の文書にその記載はなく、見つかっていない。ただ、「御布令写」9点は連続性があり、第一号が失われたということではなさそうである。